

令和6年度山形県高齢者・障がい者虐待防止会議 議事録

日時：令和7年3月14日（金）
午後3時～午後4時45分
会場：山形県庁1002会議室
及びWEB開催

1 開会

2 挨拶

柴田健康福祉部長

3 協議

事務局より山形県弁護士会 石垣委員を座長に提案し、委員了承。
協議の進行を座長に交代。

（1）高齢者・障がい者虐待の状況について

令和5年度の高齢者・障がい者虐待の状況について、【資料1、2】により事務局から説明。

（2）高齢者・障がい者虐待防止等に係る取組み状況等について

市町村の高齢者・障がい者虐待防止等に係る体制整備状況について【資料3、4】により事務局から説明。関係団体の取組みに関する課題等において、新規・拡充した事業について各団体より説明がなされ、また、事前に各団体より相談・質問のあった事項について、事務局から回答。

（柴田委員）

私どもの組織は昨年度までは高齢者権利擁護委員会、障害者権利擁護委員会、子供の権利擁護委員会という三つの委員会それぞれ独立した形で運営をしていました。

令和6年度から、この三つの委員会を統合して権利擁護委員会という名称にし、それぞれの委員会を部会という位置づけにし、横の連携をとりながら社会福祉士会全体で権利擁護の問題にどう取り組んでいくかというスタンスで、今年度取り組みをしています。

それぞれの分野で課題になっていることを共通の認識としながら、また別組織として成年後見センターパートナー山形という組織があります。今、各委員会から事業報告等をいただきながら、実施状況の取りまとめをしているところです。また、令和7年もこの体制で、社会福祉士会としては事業に取り組んでいくことを予定しております。

（五十嵐委員）

この虐待の話し合いの機会に参加しますと、非常に多くの家族介護者が虐待者になっているということで、先ほど板垣課長からの報告にもありましたように、前年度に比べて50数名ほど、家庭における介護者の虐待が増えているという状況、様々な理由があるにせよ、自分の身内の者をそういう状態にしてしまうということは、虐待を受ける方だけではなく、虐待をしてしまわざるを得ないような状況に至っている家族の心持ちを考えると、非常に心苦しいというか、心を痛めているというのが家族の会としての現状です。

そういった中で、当会の方で現在、認知症とともにある家族の権利宣言というものをまとめようかというような全国的な動きになっております。というのは、家族自身の安定した生活が保障されませんと、虐待を受ける対象者としては認知症になられている方が非常に多いということです。認知症の方の介護とか、様々な日常生活において、家族の生活基盤の安定や、心理的な安定等々といった地域社会の理解ということが欠かせないものであると思っています。そのために家族自身も、認知症基本法ができた段階で、認知症の人ご本人の様々なことについては整理されたわけですが、その方の生活を支える家族の方々については、十分な視点が入っていないのではないかなというところから、当事者団体としては、この家族の会権利宣言というようなことを考えていく、ひとつのきっかけになりました。簡単に申し上げますと、やはり家族にも当然、人としての権利があるということを地域の中に明らかにしていきたいということです。

家族であっても家族としての尊厳、人権というものは、守られなければいけないと思っています。そのような中で、誤解されると困る内容がひとつだけあるのですが、介護をすることもしないことも選択できるという、どちらの意思も尊重される権利があるということ、家族だから介護をしなければいけないということではないということも、明らかにしていきたいと思っています。

家族の会の調査になりますが、そういった中に、決して家族の介護をしていきたいくないなんていう、そういう答えが多いということでは決してありません。

今から5年ほど前の調査ですが、介護を続けたいので、これからも続けるつもりだという方が半数以上に上がっています。実際に、現役家族の方の中で。その中で、また続けたいけれど、現実には難しいと答えている方も実は1割ほどいます。

また、介護したくないけれども続けるしかないと答えていらっしゃる方も2割ほどいます。また、介護したくないのでやめたいというふうに答えている方が1%ほどいらっしゃいます。またそれから2年後の調査になりますが、認知症が中等度・重度になられた方、そういった方を在宅で介護している家族の方にアンケートをとったところ、これからもできる限り継続して介護していきたいと答えられている方が8割以上です。

では、その介護を続けるための条件は何かと聞いたところ、自分の体力と気力が続けばと答えていらっしゃる方が76%、介護サービスが充実することによって続けられると答えられた方が44%、とにかく今の状態が維持できるのであればと答えられた方が39%、そして、手伝ってくれる人がいればと答えた方が35%、経済的な不安が今後なくなればと答えられた方が32%です。

ということで、介護をすることもしないことも選ぶことができるというのは、極端な言い方かもしれませんが、したくてもできない。したくなくとも、し続けるしかない。このようないろいろな家族の状況、その辺りもどちらも選ぶことができるというような、そういうことなども示していきたいというふうに思って、会としては多くの意見をいただきながら権利宣言という形でとりまとめているところです。

特にこのアンケートの中で仕事との両立ということについての問いに関しては、両立に悩んだ経験がある方が4割強いるのですが、そのうちの6割が65歳未満ということで、非常に現役世代の方々が、介護との両立に直面しているという事実。ですから、職業を続けていく自由、そういったこともきちんと、就業継続の権利が自分たちにはあるということですね、その中で、これは共働き労働者が多いということの背景にあるかと思うのですが、厚生労働省の2年ほど前の調査になりますが、年間の離職者が798万人いるうち、介護・看護が理由としては7万3000人、そのうち5万6000人の方が女性であると。そういったこともありまして、この家族の権利宣言というのは、ある意味こういった介護を担わなければいけなくなっている女性の方々の就業継続の権利というものを、非常に脅かしているところもあるものですから、やはりここでは当事者として、認知症になられた方、その自身の方の基本的な尊厳ということも基本法などにもうたわれていますが、そういった方々を支える家族の方々が、様々な面できちんとした権利を有する個人であるという、そういったことを意思表示していてもいいのではないかと。

虐待と直接的な繋がりがあるかないかということと言いますと、続けたくはないけれども続けざるを得ないという、そういう思いの家族も当然いるわけです。また、仕事を失ったことによる経済的な不安定が一つの動機という、経済的な搾取というところにも繋がるようなことも当然出てくるわけですし、その辺りも皆さんに理解していただきたいということで、この権利宣言というものについて、今取り組んでいるところです。

(吉田委員)

当協会では新規および拡充した事業について3点ほど、ご説明させていただきます。

1点目は、当協会は知的障害者福祉に提供しているサービス事業所の団体でございます。会員事業所ごとに、権利擁護推進員という名前の委員を選定してもらい、協会では実施している研修および取り組みについて、各事業所で浸透を図っていただくという役割を担っていただいております。

2点目は、協会内にあります支援スタッフ部会、現場の最前線で支援をしてくださっている、特に中堅から若手の職員中心に構成している部会になりますけども、こちらの支援スタッフ部会において、障がいがある方への意思決定支援の事例について、その事例を収集し、事例集の作成を行っております。協会としましては、意思決定支援の積み重ねが権利擁護の推進に繋がる、そして、それこそが虐待を防ぐことであるという考えのもと、意思決定支援を行った事例について、うまくいった事例だけではなくて、うまくいかなかった事例についてもそれぞれ収集させていただいて、それを各事業所での研修等に活用していただくという取り組みを行っております。

3点目です。先ほど後藤課長さんからもご報告ありましたように、強度行動障害の支援者養成研修、こちらの方は県の主催で基礎研修と実践研修という形で、実施していただいている状況でございます。実際の現場の声を聞きますと、やはり基礎・実践だけでは、なかなか現場にその知識や研修内容を支援として生かしていくことが難しいということが聞かれております。そのような声を受けまして、協会独自で強度行動障害支援者養成研修のフォローアップ研修の方を実施しております。

山形県で実施していただいている基礎研修・実践研修の講師・ファシリテーターがほぼ当協会の会員事業所の職員の皆さんだということもありまして、同じチームでフォローアップ研修の方を実施しております。強度行動障害の方、やはり虐待・被虐待者になるリスクが非常に高いと言われておりますので、そういった方たちへの標準的な支援を広めることで、虐待のリスクを未然に防ぐということを進めておりますので、ぜひフォローアップ研修も県や市町村さん、行政なども主体的に取り組むようなフレームを検討いただけるとありがたいと思っております。

併せて、現在、国の方では中核的人材の研修といって、事業所内でチームを組んで、中核的に支援を進めていく人材を養成するという事業を行っておりまして、こちらの方も県協会の事業所の方から、受講者を推薦などさせていただいているところがございます。

そして中核的次期人材の研修などを経た後に、今度は広域的人材ということで、自分の事業所だけではなくて、近隣の事業所に派遣されてそちらで支援の助言やサポートをしていくという人材の登録の方も始まっております。

現在は中核的人材研修の講師ぐらいのレベルというのが一つの要件になっておりますので、協会としまして、次々研修の方を受講に推薦させていただいて、人材の裾野を広げていくことに協力させていただければと思っていると同時に、ぜひ県の発達障がい者支援センターの職員の方なども、広域的人材として活用するような枠組みを検討いただけると、他県では広域的人材の職員の方というのは、発達障がい者支援センターの職員の方というパターンが非常に多くなっておりますので、山形県におかれましてもそのような形、ぜひご検討の方を進めていただければと思います。

(事務局)

高齢者支援課に対し、2つ質問をいただいております。

1つ目として、山形地方法務局人権擁護課様から、施設に入所中の高齢者が施設内で虐待をされていると認められた場合や疑われる場合は、一時保護の対象となりえるかとの質問をいただいております。

回答といたしまして、施設に入所中の高齢者が虐待を受け、保護が必要と考えられる場合には、一時保護の対象となり得ます。

2つ目として、山形市・県肢体不自由児者父母の会様から、施設介護職員の減少がかなり多いと聞くが、待遇の大幅な改善が必要ではないかといいただいております。

介護職員の処遇改善の支援としては、令和6年度の介護報酬改定に先立ち、介護サービス事業所を対象に処遇改善支援補助金を支給しました。令和7年度には、処遇改善加算を

取得している事業所のうち、生産性を向上しさらなる業務効率化や職場環境の改善を図り、介護人材確保・定着の基盤を構築する介護サービス事業所に対し、当該職場環境改善や介護分野の職員等の人件費改善等を行うために必要な費用の補助を行う予定としております。今後も、政府の動向を注視しながら、処遇改善加算等の取得促進に向け、介護事業所等への働きかけを行ってまいります。

（事務局）

障がい福祉課に対しましては、山形市・県肢体不自由児者父母の会様から質問をいただいているところです。

まず1つ目が、虐待行為があった施設の改善状況について、入所者のご家族やこれから入所を考えている家族の方々が不安を抱えていると、国・県・市で関わりを持つことができないのかというところでございます。

こちらにつきましては、虐待行為のあった施設につきまして先ほど課長からもお話ししておりますけれども、そちらの案件につきましては、既に改善されているという状況でございます。虐待の案件については、所管庁である市町村が指導をしているところです。

加えて障がい福祉サービスの指定権者であります県、山形市内の事業者につきましては山形市の方でとなりますけれども、施設運営を所管する立場の方から、集団指導でありましたり、個別の運営指導において虐待防止を指導しております。引き続き、県と市町村が連携しながら、再発防止に向けまして取り組んでまいりたいと考えております。

続きましてもう一つございまして、同じく山形市・県肢体不自由児者父母の会様からですが、先ほどの高齢者の方と同様に施設介護職員の減少はかなり多いと聞いています。待遇の大幅改善が必要ではないかということでございます。

障がい福祉分野におきましても、令和6年度に国の交付金を活用いたしまして、収入を2%程度引き上げるために、障がい福祉サービス事業所を支援する交付金事業を実施しております。我々の方でも、先ほどの高齢者の方と同様に、国の施策に呼応しながら引き続き取り組みを進めてまいりたいと考えております。

（井上委員）

私ども人権擁護委員連合会では、日々、県内の法務局または支局において、相談業務を行っておりまして、常設相談を平日開催、また年に2回ほど特設相談所を開催して相談業務に当たっているわけですが、私どもの特徴としましては、対面あるいは電話相談、電話相談の方が多いのですが、人権侵犯が認められる案件につきましては、ご本人からの申し出によりますが、救済措置を望まれる場合の案件について、法務局の職員が調査などを行いながら実態を把握し、その状況に応じて、本日ご出席いただいております皆様方への連携や、あるいはそれまでいかない場合には法務局の方で救済措置として意見を具申したり、調整するという内容の相談業務を行っております。

直近の相談業務について、こちらの方は法務局の方で統計をとっている数字ですと、暦年で数字を集計しておりますが、令和5年度の相談件数は、県内で1,646件ございます。そのうち虐待関係として掌握している件数が66件ございました。

担当の方からは、幸い深刻な内容ではなかった件数が多いというふうに聞いておりますが、虐待に関しましては、高齢者・障がい者ともに緊急を要する場合がございますので、そういった相談があった場合には、速やかに皆様方の関係機関の方に繋いだり、連携をとらせていただいて、対応を今後ともしてまいりたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

(石沢委員)

司法書士で構成する成年後見業務に特化した社団法人の支部でございます。リーガルサポートでは、高齢者・障がい者の虐待に特化した事業というのは特に行っておりません。ただ、成年後見を受任する中で、経済的虐待、身体的虐待、障がい者の虐待というところで、皆さん会員の方々が受任をしてサポートしているという現実があります。私個人的にも、虐待を受けた方の成年後見人として業務執務し、行政と協力して問題解決にあたっているという現状があります。

資料に関しての確認で、認定した件数というのはあるのですが、通報を受けた件数はどこかに記載があるのでしょうか。すぐに相談できる体制というか、こういう状況に対して報告を受けられる体制というのか、そういったのを取っておくと、防止に繋がるのかなと。

(事務局)

高齢者の方ですが、資料1の公表資料の8ページ目の下の方の括弧4になります。相談者・通報者についてということで記載させていただいております、通報者の内訳や件数を載せさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

(柴田委員)

障がい者の虐待のところで、資料No.2の2ページのケース4ですが、利用者全員が被虐待者で、その施設の関係者全員を虐待者として認定したということですが、組織の理事会や役員会とか、株式会社であれば株主総会といった組織の運営形態はどうなっていて、そういうところにはどのような対応をしたのかをお聞きできればと思っていました。

(事務局)

資料の2番のところでまず施設の種別ですが、このケース4は児童発達支援・放課後等デイサービスという種別になります。組織のチェック体制や運営体制についてですが、先ほども申し上げましたけれども、こちらの施設においては改善の報告書を出してもらいまして、それは企業の方でしっかり取りまとめた上で出してもらっており、それについて市町村の方でしっかり確認をして、改善が図られているという状況でございます。

(柴田委員)

そうではなく、放課後デイサービスを運営している運営母体というのが、株式会社なのか、それとも社会福祉法人なのか、もし社会福祉法人であれば理事会であるとか評議員会であるとか、そういうところでこの虐待の問題についてどのように対応したのか。もし株式会社であれば、その組織決定をしていくというところがあると思うのです。そういうところで、実態として職員全員が虐待をしていた、利用者全員が虐待を受けていたという事実を、その組織全体としてどのように認識したか、どのようにして改善の方向の道筋をつけていったのかを教えていただければと思います。

例えば私どもの一般社団法人であれば、理事会があつて理事会に報告をして、綱紀委員会のようなものを設けていて、その綱紀委員会に問題のあった職員の事情聴取等から始まり最終的には除名等になっていくのかもしれませんが、そういう仕組みがこの放課後デイサービスでどうなっていたのかをお聞きしたいという趣旨になります。

(事務局)

大変申し訳ありませんが、個別の案件それぞれについてはいわゆる行政的な処分を行ったとか、そういうものであれば個別に公表するというものになりますが、こちらの公表するものについてはケース4に書いてあるところでご容赦いただきたいと思います。これまでも個別・具体なところについては公表していないところがございます。

(柴田委員)

公表しないことはわかりましたが、運営組織の母体の組織形態によって、権利擁護に関する職員の意識というか、そういうものがだいぶ違うような感じがしています。ですから、そういうところも含めて、公表できないものはできないもので構いませんが、行政の方できちっと手元資料として、もしくは全国的な傾向としてどういう傾向があるのかということ进行分析しながら、対応していただければという趣旨でございます。

(事務局)

ご意見を踏まえまして、それが効果的かどうかといったところも含めて考えた上で、今後取り組んでまいりたいと思います。

(奥山委員)

社会福祉協議会では直接的な事業というのはあまりないかもしれませんが、虐待防止に関して言いますと、防止も大事ですけれども、権利擁護の視点も含めになりますが、虐待を受けたときに早期発見するとか、把握して関係機関に繋ぐというのはすごく大事なかと、社協の視点では思っているところがございます。

先ほど県のご報告にありましたように、年度比較になりますが高齢者虐待の方が55件増えたことにびっくりしましたが、その部分で早期発見等がどのぐらい効果があったのかとったり、社協で言うと見守りをするネットワークとか、そういったものの構築に力を入

れたりというのはあるのですが。それとまた別で福祉サービス、いろいろな介護保険事業もそうですが、福祉サービスの提供等も社協でやっているところが多いと思うのですが、特に高齢者虐待の方が、先ほどの資料の中にありましたけど相談通報者というのが、ケアマネさんとか介護保険事業所がすごく多いということ。これは福祉サービスを受けていたでいる中で発見している部分だと思うので、そういう視点がすごく大事だと改めて感じたところです。ただ障がい者の虐待の方を見ますと、相談通報者が被虐待者ご本人という件数が一番多いと。高齢者と障がい者で件数の規模が違うので必ずしも比較できませんが、障がい者虐待の部分で言うと、サービス提供者の方からの発見というのが非常に少ないという気がするので、やっぱり高齢者と障がい者とでその辺の違いというか、そういったところも分析していくことが、もしかしたら大事なのかなと思ったところです。

(粕川委員)

医師会の方では疾病でもそうなのですけども、予防が大事ということなのですが、医師会の方でホームページを持っていまして、虐待の状況について資料を公表したりしています。それから、どうしても認知症の人が虐待にあうことは多いと思いますので、虐待の早期発見・未然防止ということから考えると、かかりつけ医がどうしても認知症の人が虐待になること多いので、認知症の研修を行いたいので、県の方でもサポートしていただけるとありがたいです。

(山川委員)

当会は特別養護老人ホームと養護老人ホームの施設の集まりです。毎年この虐待の調査で必ず特別養護老人ホームが1つは入っていて心が痛むところですけども、ただ最近は社会福祉法人の特養というのが、前は確か五つのうち三つぐらい入っていましたが今は一つで、その他民間さんが多くなってきていると感じています。

以前、東北福祉大でやっている認知症介護研究・研修仙台センターで調査して、そこで認知症の研修の権利擁護という科目も作っているのですが、吉川先生が取りまとめている情報としては、昔から、虐待をやってしまった事業所として一番足りなかったのは学習だと。ストレスよりも学習だと明らかになっております。

老施協では山形県から認知症の研修、実践者研修、リーダー研修等を受託しております。私も山形県の認知症介護指導者です。県の会長も務めさせていただいて、この後お話される介護福祉士会の佐々木先生と一緒に認知症のことを研修としてやっていますが、その実践者研修で受講生の方と話したり、あとは自施設実習のグループを持って1ヶ月ほどずっと係るのですが、その傾向の中からも、先ほどの調査のこれまでの傾向と連動しますけれども、最近は経営者を含む複数で、複数の者に対して虐待をするという傾向があります。

あとは先ほど言った社会福祉法人以外の民間さんがちょっと多くなってきているということ、人員不足もあれども、コロナ禍で家族の方とか外部の人が中に入らないのがまだ続いていて、密室状態というのがまだ続いているので、意外と外から見えない状態でこういう形の調査結果となっているのかなと思います。

先ほど学習が必要という話をしましたが、法定研修では、職員が入職したときと、年2回権利擁護の法定研修をすることになっていますが、私が受け持っている認知症の介護研修でそのことを言うと、知らなかったという管理者が結構います。あとは、知っていてもやらないところがあります。それが実態です。ですので、指導監査を含めてやはりそこを厳しく見ていく方がいいのかなと思いますし、あとは今回調査で出てきた住宅型の有料老人ホームから研修に来ることは、なかなかないです。ですので、そこから研修を受けるということを促すなど、そういったことも学習する機会として必要と考えます。

山形県の認知症介護指導者としての話を最後にすれば、施設へのケアの実態を改善するとか、あとは事業所の方針だったり、権利擁護認知症ケアがうまくいってないということなので、その部分で指導者が何かしら関わりを持っていればなと思いますので、山形県と一緒に話しながら進めていきたいと思います。

(五十嵐委員)

先ほど申し上げた家族の権利宣言の中で、家族が必要に応じた支援を受ける権利があるという項目も挙げています。その中で、家族アセスメントとか家族ケアを受ける権利というものについて整理しています。

今日の資料の中に、県独自調査項目ということで就労と経済状況についてという、これは市から聞き取りをした調査だと思いますが、ある意味これは虐待を行った人のアセスメントをしているんです。

家族の会としては、家族がアセスメントを受ける権利を有すると。要するにこういう状況になる、ならないは別としても、家族が望む生き方が、認知症の人と一緒に暮らしていてもそのことができる権利を有するということと、そこから上がってきた情報と、実際に家族が虐待をしてしまった状況というものをクロスしたときに、例えば地域にはこういう条件が合致してくると、このようなことが起きやすいという一つの集計として、例えば60歳未満の者が約4割を占めているというような、また約3割は経済的困窮が疑われる状態にありましたというふうになっているわけです。

ですから虐待だけではなく、家族の生活状況というものについてアセスメントを受ける権利というものを、皆さんにきちんとお伝えすることが必要なのではないかと。

要するに、これも一つの予防的な観点からの取り組みになると思いますので、ぜひ家族の会としては徐々に整理しながら、何かの機会に公表するということになるかと思いますが、そういったプロセス・背景があるということをご理解いただければありがたいです。

(佐々木委員)

日本介護福祉士会が創立30周年でして、8月に記念式典を東京でさせていただきました。そこで30周年の宣言をさせていただき、日本介護福祉士会の及川会長がご紹介をさせていただいた中に、虐待のない社会、虐待のない介護、ここをさらに推進していくというような内容でお伝えをさせていただきたいなと思っています。

具体的な取り組みとして、日本介護福祉士会と連動しながらやっていきたい研修が三つ、これを3本柱という言い方をしています。

一点目は認定介護福祉士、今全国で300人ぐらいですが5000人にしたい。それは地域包括支援センターの中に1人は置かせていただきたいというビジョンを掲げているということです。この研修体系を法定化まで持っていきたい。そこをお願いしたいというのがまず一点です。

二つ目の柱というのは、外国の方々にも介護福祉士になっていただきたい、そこに対する国試対策の支援講座、これを全国展開していく。山形でもやっていくっていうのが二つ目の柱になってきます。中でも虐待防止、このテーマは絶対外せないところです。

三つ目の柱っていうのはデジタルテクノロジー、生産性向上に特化した研修になりますが、結局は業務改善ですね、資質向上もひっくるめた研修。この三つを三本柱として7年度4月からさらに推し進めていきたいと思っています。

あとは介護の技能移転ですね、ここも今のところずっとあって、山形でもビッグウイングで毎年開催をさせていただいておりますけれども、ここの中でも今日のテーマというのは外せないところでして、世界に誇れる介護、それがあるので技能移転まで行っているわけですので、これから先も丁寧に関わりさせていただきたいと思っています。

山川先生も仰っていましたけれど、私も認知症介護の指導者でもあるのですが、長くこの家族支援をテーマにした実践者研修での科目をお話させていただいております。最近は一設者研修ですね、認知症対応型の施設を立ち上げられた方、代表の方、法人の理事長さんもいらっしゃいますし、施設長さんの場合もありますけど、この家族支援のテーマの部分をお願いしまして、さっき五十嵐代表も仰っていましたけども、施設を選ぶというのは決してネグレクトではないってことですね。

いろいろな選択肢の中で様々な方向性の中で、そこに家族とどういうふうに寄り添っていくかと。選ばれる施設、私どもの施設も、ここ特養の中なんですけど、私は特養の職員でもあるので、まさに老施協さんともこれから先も連携させていただきたいのですが、老施協の中でもいろいろな研修会、そこも繋がってですね、生かしていただきたいなと思っています。

ここまで話しをさせていただいて、意思決定支援、つまりそれ権利擁護だと思いますが、そこをいろいろな研修会でも落とし込みながら大事に大事にお伝えしたいなと思っています。一設者研修では私、二つのQOLという切り口から話し始めるのですが、1点目というのは認知症ご本人のQOL、もう一つはご家族のQOLの話をさせていただいてまして、これから先も研修体系、認知症介護の実践者からいろんな研修ありますので、山川先生と一緒にいろいろなことをさせていただきたいなと思っています。

あとは施設の中での取り組みとしては年間1回、うちの法人の全ての事業所のご家族様にアンケートをお願いしております、それを集計し結果をお伝えして、改善できること、改善内容もお伝えしております。職員にも全ての職員に虐待のチェックリストに取り組んでおります、うちの委員会に取りまとめ・結果評価して、さらに研修会に繋げるとかいろいろなことをリンクしながら、施設の中でも取り組んでおりますが、施設としても介護

福祉士会としても、いろいろな方向性で皆さんとこれからも連携を取らせていただきたいと思います。

(丹野委員)

介護支援専門員は、介護保険の中でケアマネジメントを行うケアマネージャーですけれども、虐待の予防および対応は、高度なスキルが求められますので、単体・単職種ではできないため、包括や行政の方々と十分な連携をとりながらやっているというのが実情です。

ケアマネージャーは主に高齢者を担当しているわけですが、それを通してご家族やその方にサービス提供する方と関わる中で、虐待には至らなくても不適切なケアというのを散見します。虐待に発展する前に不適切なケアが存在すると言われておりますので、そういったところが本来であれば、もう少しこういった会議の中で共有されたり分析されたり、その不適切な段階での対応ということも考えられるべきではないかなと思っております。

それから質問が一点と意見が一点あるのですが、高齢者虐待も障がい者虐待も、養護者からの虐待を受けていることに関しての相談の内訳はありますが、要介護施設等の虐待について、その虐待を認定した者だけの数しか出ていません。

しかし実際は、その前の段階の相談件数や、施設側が虐待ではないかというふうに上げてきたけれども認定ならなかったものももっとあると思います。そういった数が出ていないということがなぜなのかということと、そういった数も何らかの形で公表すべきではないかな、もしかするとそこは限られた範囲の中での公表になるかもしれませんが、そういった数が見えてこない、実態がわからないのではないかと思います。

質問が一点で、高齢者虐待のところの1ページの虐待の概要、住宅型有料老人ホームがケース5件のうち4件がそうなのですが、これが同一施設なのか、同一施設ではないのかということについてお聞きしたいと思います。

住宅型有料老人ホームというのは、二点の虐待が起こりやすい状況があると思っております。一点は、外部からの目が非常に入りにくいです。そこに入所された方は、他のケアマネやサービスが入ることがなかなかありません。

もう一点は、その職員さんたちの研修体系がしっかりできていないところがございます。先ほど学習が必要だということがありましたが、学習がなされないままにケアが行われているという可能性が非常に大きいのではないかと思いますので、その点から住宅型有料老人ホームということについては背景因子として見ていく必要があると思っております。

(事務局)

住宅型有料老人ホームにつきましては、同一ではなくてそれぞれ違ったホームであるということ、また行政としても、適切な高齢者虐待防止のための研修ということで介入させていただいているという状況でございます。

(大江委員)

高齢者虐待の状況に関して資料にありましたように、地域包括支援センター職員が相談・通報者になっていることがあります。相談先として市町村の窓口在先にして、地域包括支援センターが身近な窓口ということで受理するということが多くあるかと思います。市町村直営の窓口となっている小さな町や村は別ではありますが、包括支援センター職員が相談を受ける第一線にいるという状況の中で、どのように客観的に資料をアセスメントした上で行政に提供できるか、技術的な負担というのがあるかと思いますので、その辺りの研修受講者数を増やしていけたらと感じています。

また包括支援センターはケアマネジャーや警察の方や民生児童委員の方や地域住民の方々、各関係機関の方々とネットワークを作りながら、未然防止や早期対応についての協議をしていくという大切な場所にありますので、要になっていけるような資質を担保していくということが非常に大事ななという意味では、県で行っていただいている研修をさらに充実させていただきたいなと思います。

それからもう一点ですが、資料3にあります市町村の高齢者虐待防止等に関わる体制整備状況についての県の調査ですが、成年後見制度の申し立て費用助成がないところがまだあるというところや、障がい者の方の資料4についても、やはり市町村格差が目立ち、成年後見制度が気になるところです。申し立て費用や後見人報酬の助成につきましても、それぞれの市町村の要綱に違いが見られますので、市町村格差をどうやって埋めていくかという事も大事になってくるところです。

(事務局)

成年後見制度につきましては、私どもも市町村格差というところは課題と考えておりまして、昨年度、高齢者支援課・障がい福祉課連名で市町村に対してそういった利用促進のための通知ということでさせていただいているところでございます。引き続きそういったことでの働きかけを継続してまいりたいと思っているところです。

(大津委員)

本会といたしましては、元気な高齢者が地域の中での気づきというの学習させていただいているところでございます。

虐待という言葉が、やはり高齢者からしてみれば自分の身にかかるというか、仲間の身にかかるというところで拒否反応があったのですが、ここ数年、研修会を重ねてきた結果、その言葉というか、物を触れていくことによって地域の、例えば社協さんや地域包括さんとか、そういったところとの連携をとりましょうという話をさせていただいておりますので、そういったところで効果が出てくればなと思っているところでございました。今後もそのような学習の機会、とても大切にしていきたいと思っております。

（山岸委員）

当協会としましては、主体的な虐待防止の活動を行っているかという点では一団体としてはないのですが、弁護士会様、リーガルサポート様、また社福社会、ぱあとなあ山形様と共同で権利擁護の観点から、高齢者障がい者の権利擁護に関する連絡会こまくさというところで、研修等々を行うところに参画させてもらっております。

また当協会としましては、精神障がい者の支援技法だったり、障がい特性を学ぶというところで、日中活動系の事業者様向けに研修を行わせてもらったり、または、日頃そういった関わりの中で、困ったことはないかなというところで相談会を開催するなど、間接的な支援で関わらせてもらっております。

そういった中で、また今後も支援者支援というところで、参画できる部分はあるのかなというふうに考えておりますので、皆様とも引き続きいい関係を持たせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（鏡委員）

県内の障がい者の団体として活動を実施しております。その中で直接的な虐待に対する事業等はありませんけれども、身体障がい者相談員事業ということで、障がい者当事者が地域や家庭で孤立しがちな身体障がい者世帯等を訪問し、相談員が中心となって激励、直接的な対応をすることで繋がり、顔の見える関係を築いて、虐待等の早期発見や孤立・孤独の予防を図っております。

そういったことで、なかなか目に見えないところで発生しているような虐待等もあるかと思います。身体障がい者の会員の方々も高齢化になってきていることもありまして、そちらもあわせてできるだけ早期発見、大きな事故にならないような対応が必要かと思っております。

本日参加させていただきまして、いろいろご意見いただいたことをこれからこちらの方の事業にも役立てていきたいと思っております。

（吉田委員）

先ほどの事業の報告の方でも触れさせていただきましたけれども、知的障害の方の被虐待のリスクという点では、やはり強度行動障害の方への支援の支援力の向上ということが欠かせない部分かと思っておりますので、研修の更なる発展への県や市町村さんへのご協力、および県の発達障がい者支援センターの職員の方の活用などを進めていただくというところをどうぞ検討お願いいたします。

（池野委員）

私どもの連合会は、身内に精神疾患を抱える家族の集まりでございます。任意団体で県内には九つの家族会がありますが、そのうち7割を占める六つの家族会は事業所家族会でございます。昨年法改正になりました件について、特に事業所としての姿勢を正していた

だくというような面でしっかり整えていただきたいと、更なる法の理解を深めていただくというようなお願いを、理事会等でお話をしているわけでございます。

特別な研修会は行っておりませんが、特に県で作成されましたパンフレットを活用して理解を深めていただきたいというようなお願いをしているのが実態でございます。家族の中でややもしますと、虐待に繋がるような恐れがある場合があるかと思えますけど、その辺については、家族としての心構えとかということについては、お話している状況でございます。今後更なる理解を深めるための努力をしてまいりたいと、そんなことを思っております。

(椿原委員)

私達の会は、重複障害の重度の子供を持つ親の会でございます。なかなか子供からの言葉が会話という形にならないものですから、その子たちの顔色やそのときの様子を見て判断するしかないというのが大きな問題なので、看護師さんをお願いするしかないということが本当に心許ないっていうのが入所させている親の意見です。今回問題になりました虐待の施設に入所させている親の方が何人かおまして、コロナ禍でなかなか窓越しとか、直接手を触れるっていうことができない時期が本当に長くあったものですから、子供たちの体の不潔な状態が窓越しでも見えるっていうのがあったらしいので、そういうことに関しても心配だということと、虐待における対応が親として満足のいくような回答や対応がなされてなかったっていうのを引きずっている親たちが多いらしいです。

言葉にできない障がい者であるために、親がその代わりにならないといけないので、これから研修や県・市の対応とかをよろしくお願いしたいと思います。

(小山委員)

障がい者の方に関して、県は各市町村の研修会の開催についてお願いする立場なのかもしれませんが、高齢者の方はかなり充実していますけれども、市町村独自の研修会の開催の中で、担当職員向けの研修会が少し不足かなという感じがいたしました。これは高齢者も障がい者ですが、特に障がい者の方は35市町村で五つしかやっていないという状況も見られますので、できるだけ県の方もご努力いただければといったところが一つ目。

もう一つが、地域の中で早期発見、見守りといったところが障がい者の方にはありますが、その中でやっぱり一番身近にいるのが民生委員なのかなという感じがしておりました。民生委員の方々の様々な活動をみると、35市町村全て〇が入っておりますけれども、障がい者の方は18と半数程度なので、もう少し充実していただきたいなと。

もう一つが、高齢者のところには何らかの虐待等が出た場合には居室の確保が明示されておまして、居室確保に係る協力体制の事前整備という形でありますけれども、障がい者の方はないというところがありますので、例えば知的の障がいのあるところで、最初はショートステイを考えますけれども、ベッド数がほぼ埋まっている状況もありますので、ショートステイの確保についてのお願いを何とか県の方からもご指導いただけないかなと。

あとは警察の方々への説明、または協力依頼は、高齢者は認知症ということもありいろいろな形で動きを警察としていただくわけですが、ぜひとも障がい者についても、35市町村のうち七つしかしておりませんので、その辺のところもお願いしたいのと合わせて、マニュアルの策定が九つ〇になっています。高齢者の場合は29という数になっておりますので、これから県の方でもご指導いただくような形でしていただければ、また少しずつこのネットワーク構築が充実していくのではないかなと考えたところです。

(齊藤委員)

当法人は障がい者虐待防止権利擁護研修を平成23年度から、研修の運営を受託しております。今年度は、村山地方と庄内地方の2会場で研修の方を実施しております。村山会場は2月5日に県庁で開催しまして、市町村の担当を窓口対象にした自治体、あと障がい者福祉施設従事者コースを実施しております。庄内会場では2月13日に庄内総合支庁で障がい者福祉施設従事者数の方を開催しております。令和6年度は受講者数151名ということで、昨年度に比べるとプラス61名の方が受講しております。令和6年度から都道府県研修の標準的な研修カリキュラムというものが厚生労働省から提出されているものですから、そちらの方の実施が必須となっております。今後は国の研修を受講した研修講師の方々とは早い段階で打ち合わせ等を行いながら、県研修においては伝達力の高い研修というところを目指して取り組んでまいりたいと考えております。あわせて県の障がい者虐待防止・権利擁護というところにこちらの事業が寄与できればなというところで考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(梅津委員)

県警察では各種虐待防止のために関係機関との連携を図りながら、警察力の行使による高齢者・障がい者の安全確保を図っております。

虐待には様々なケースがあろうかと思いますが、警察力の行使が虐待防止に有効と認められるケースにつきましては、前広に情報共有いただくことで、早期の対応が可能となります。早期の対応が必要と認められるケースにつきましては、ぜひ警察の力を使っただき、安全安心の確保を図ってまいりたいと思いますので、今後とも広く情報の共有や各関係機関との連携をお願いします。

(畑委員)

朝日町の高齢者と虐待防止の取り組みの状況について報告させていただきます。朝日町では、町の健康福祉課と町直営の運営で地域包括支援センターを町内1ヶ所設置しておりますが、こちらで虐待に関する対応窓口ということで、町の高齢者および障がい者福祉部門と連携を密にしながら、相談支援に対応しています。

また、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、自立に至る支援を行うということで、関係機関で構成しております虐待防止連絡協議会を設置いたしまして、関係機関による連携と相互の協力によって虐待防止対策の推進に努めています。

さらには個別虐待ケースについて、情報交換や支援の方策を検討するために寒河江警察署様、それから朝日駐在所様、西村山地域生活自立支援センター様のご協力をいただきまして、高齢者・障がい者支援会議を設置して2ヶ月に1回程度のペースで定期的に支援会議などを実施しています。

それから特に高齢者虐待のケースについては、ケアマネジャーの方からの通報が多い状況でございますので、地域ケア会議の際にケアマネジャーの研修会などを同時に開催しておりますので、その際に虐待関係の研修会を行ったり、あとは虐待が疑われる場合については、町の地域包括支援センターの方に相談、それから情報提供いただくようお願いして早期発見に繋げていけるように努めています。

それから県の報告の資料1の中で、県の独自調査ということで、虐待者の介護の関与の状況とか経済の状況ということで、調査の分析・結果報告があったわけですが、その中でも介護疲れが8割を超えているとか、経済の経済的な困窮にある方が3割を超えているとか、そういった虐待の背景には、経済的な困窮とか複合的な問題を抱えているというような背景が様々あるように感じております。

特に虐待に発展する要因の一つとして、経済的な困窮というようなことがあるかと思えますけれども、その経済的な困窮からどうしても介護サービスの利用を控えてしまって、その結果、養護者の介護負担が大きくなって介護疲れから虐待に発展している、そういったケースが増えていると感じています。

今後につきましては、背景にある根本的な要因のところの対策、そういったところを合わせて強化していく必要があるのではないかなと感じているところです。引き続き関係機関の皆様にご協力いただきながら、連携して虐待防止対策の推進に努めていきたいというふうに考えておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いしたいと思います。

(藤原委員)

虐待は秘密がしやすい環境でエスカレートしていくので、県独自の調査項目で協力者なし、相談者もなしが7割を占めているということが実証されたのは重要です。

重要ですが、なぜ支援が入っていないのか、理由や背景のデータ・分析がもう一歩欲しいです。それもあれば、具体的で効果的な対策に繋がると思います。

(下村委員)

今日の会議では、研修等や学習の必要性が改めてクローズアップされたように思います。柴田委員からも、運営母体によつての意識の差があるのではということもありましたが、運営母体や施設、組織によつてその研修の参加の状況がどうなっているのかということや、どう働きかけていくのかということ、またその再発防止のための取り組みが果たして十分なのかということ、改めて考えていくことも大切なのではないかと思います。

それから、高齢者と障がい者の体制整備の格差も課題としてあげられたと思いますので、今後ご検討の方よろしく願いいたします。

(石垣委員)

弁護士会の方は、虐待分野に特化した事業というのは行っておりませんが、ケア会議への弁護士派遣、専門職派遣で法律のアドバイスやこまくさにおける情報共有などを行っております。また、高齢者・障がい者に関する法律相談というのを、初回電話相談無料で行っておりまして、これを利用いただければ支援者の方も御相談可能ですので、ご利用いただければと思います。

(齋藤委員)

山形市における障がい者虐待の状況になりますが、令和5年度は養護者による虐待、障がい者福祉施設従事者による虐待とも相談通報件数、虐待と判断した件数が前年度より増えております。

これは障がい者虐待防止に向けた周知啓発、相談通報窓口の設置、また山形市障がい者虐待防止連絡協議会における関係機関との連携強化などの取り組みを行ってきたことで、虐待に当たらないとしていた行為が虐待であること、虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合の通報が義務付けられたことが年々、認識されてきたものと考えております。

今年度の取り組みの一つとして、今月21日から山形市障がい福祉サービス事業者等集団指導を動画で配信する予定としております。その中で障がい者虐待防止の説明を行い、障がい者虐待に関することを改めて認識してもらい、さらに知識を深めてもらおうと考えております。

今後も多くの方々に虐待に関する理解を深めていただくよう、障がい者虐待防止に係る取り組みを行っていきたいと考えております。

(3) その他

特になし

以上で協議終了

4 閉会